

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第19回）
議事録

1 日 時

平成27年12月8日（火） 15時30分～16時30分

2 場 所

総務省 8階 共用801会議室

3 出席者

(1) 構成員

酒井専門委員（主査）、相田委員（主査代理）、池田専門委員、一井専門委員、
河村専門委員、三友専門委員

(2) 総務省

大橋電気通信事業部長、佐々木総務課長、塩崎電気通信技術システム課長、
北神番号企画室長、堀口番号企画室課長補佐

4 議 題

(1) 答申（案）について

(2) その他

5 模様

開 会

【酒井主査】 ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第19回会合を開催いたします。主査の酒井ですが、今日も活発な議論をお願いいたします。

配付資料の確認

【酒井主査】 それでは、資料の確認をお願いします。

【堀口番号企画室課長補佐】 それでは、議事次第に沿って配付資料を確認させていただきます。資料19-1：「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申（案）でございます。資料19-2：「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申（案）への意見及びこれに対する考え方（案）でございます。それから、参考資料1：第17回の議事録、参考資料2：第18回の議事録でございます。過不足等ございましたら、事務局へお申し付けください。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

前回及び前々回議事録の確認

【酒井主査】 それでは、事務局から、前回及び前々回の会合の議事録についての確認をお願いします。

【堀口番号企画室課長補佐】 前回及び前々回の会合の議事録につきましては、先ほどご案内申し上げましたけれども、参考資料1、2として配付しております。構成員の皆様にご確認いただいた上で、既に総務省ホームページで公開させていただいております。以上、よろしくお願いたします。

議題（1）答申（案）について

【酒井主査】 それでは、議題に入りたいと思います。前回の会合で取りまとめた本委員会の報告書につきましては、10月16日の電気通信事業政策部会において答申（案）として承認されまして、10月28日から11月26日までの間、意見募集が行われました。今日は答申（案）に対して寄せられた意見に対する考え方について検討を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、事務局から説明をお願いします。

【堀口番号企画室課長補佐】 それでは、資料19-2をご覧ください。「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申（案）への意見及びこれに対する考え方（案）でございます。意見は14件寄せられました。内訳としましては、電気通信事業者5件、個人7件、匿名2件となっております。

まず総論ということで、意見1、意見2は本答申（案）に賛同の意見となっております。意見3でございますが、「本答申（案）に基本的に賛成。M2M、I o Tのための専用番号を設けるのが望ましいことと考えるが、当初から11桁ではなく13桁とすべき。」というご意見でございます。これにつきましても、概ね賛成の意見として承るとしております。なお、補足として、答申（案）のとおり、導入当初においては090/080/070番号と同じ11桁とすることが適当とし、その上で、桁増しにつきましては、M2Mサービス等の需要拡大の状況等を踏まえつつ、将来にわたるM2M等の需要増を吸収するに十分な番号空間を確保できる時期や桁数において実施することが適当としております。

4ページでございます。第1章「携帯電話番号利用の現状と動向について」1「携帯電話番号利用の現状について」に対する意見について説明いたします。意見4「携帯電話番号利用の現状分析に賛同。現在、1契約者が複数の0A0番号を保有していることには非効率性を感じる。」ということでございますが、まず答申（案）に賛成の意見として承るとしてしております。また、ご指摘のタブレット端末ですとか携帯用Wi-Fiルーター等、利用者が番号を認識せず音声通話を伴わない「M2Mサービス以外のデータ通信専用サービス」については、法人・個人の別にかかわらず大きな番号需要が生じていることも踏まえて、M2M等専用番号の対象とすることとしております。

次のページでございます。第2章「M2M等専用番号の導入について」1「M2M等専用番号の必要性」に対する意見でございます。意見5「M2M等専用番号の導入及び導入意義に賛同。」ということで、賛成の意見として承るとしてしております。

2「M2M等専用番号の対象とするサービスについて」に対する意見でございます。意見6「音声通話を伴わない機器に割り当てている090/080/070番号は、今後このような機器に割り当てないようにすべき。一方、SMS等を維持したいユーザー向けに一定の利用を条件に認める選択肢を残すのがよい。」という意見でございますが、タブレット端末や携帯用Wi-Fiルーターにつきましては、M2M等専用番号の導入後、原則として現在の携帯電話番号の新規の指定は行わないこととするということは答申（案）のと

おりでございますが、ただし、ということで、データ通信専用サービスであっても、「人と人との間でのSMSメッセージ送受信機能が付加されたサービス」につきましては、現在の携帯電話番号とは異なるM2M等専用番号が付与された場合、利用者に混乱を与えるおそれがあるといった理由から、M2M等専用番号の対象とはしないことが適当としております。番号ポータビリティにつきましては、現在のデータ通信専用サービスについても対象外ということになっておりますので、答申（案）のとおり、当面、番号ポータビリティ義務の対象外とすることが適当としております。

意見7「固定電話網との相互接続に関して、①改修コストに関する費用分担の考え方を示してほしい。②接続先の誤登録の防止や着信先変更時の措置等は、M2M等専用番号を利用する携帯電話事業者若しくはM2M等サービス提供事業者の責任で実施すべき。③M2M等専用番号への誤発信対策等については、M2M等専用番号を利用する携帯電話事業者若しくはM2M等サービス提供事業者の責任で措置すべき。」という意見でございます。

考え方としまして、①につきましては、答申（案）ではテレマティクスサービスにおけるオペレーターの通話案内のように限定的な場合のみとすることが適当としており、また、さまざまなM2Mサービス等の提供が想定されますので、限定的に音声通話を行うM2Mサービスとしてどのようなものが提供されるか、必ずしも予断できるものではないとしております。相互接続協議に際しては、受益者負担の観点も含めて、関係事業者間で費用負担に関する建設的な議論が行われることを期待するという形にまとめさせていただいております。

②につきましては、③とも関連しておりますけれども、M2M等専用番号を固定電話網と接続して限定的な音声通話を行う場合、接続先の誤登録の防止等、発信する側に係る必要な措置については、必要に応じて着信側である固定電話事業者とも連携しつつ、携帯電話事業者及びM2Mサービス事業者が行うべきとしております。また、ユーザーの問い合わせ等につきまして、総務省、固定電話事業者、携帯電話事業者、M2Mサービス提供事業者等の連携した取り組みが必要としております。

③につきましては、M2M等専用番号の意図しない疎通に係るM2M等サービスに影響を与えないような措置につきましても、必要に応じて固定電話事業者とも連携しつつ、携帯電話事業者及びM2Mサービス提供事業者が行うべきとしております。

ページをおめくりいただきまして、意見8でございます。「M2M等専用番号の対象とするサービスに『M2Mサービス以外のデータ通信専用サービス』を加える方針に賛同。」と

いう意見でございます。考え方としましては、答申（案）に賛成のご意見として承るとして
しております。

意見 9 でございます。「M2M等専用番号を、『M2Mサービスの多様化に対して柔軟に
利用できるような枠組みとすることが適当』とする考え方に賛同するが、将来のサービス
拡張により、『M2M等専用番号の対象としないことが適当』とされるサービスに該当する
ことが想定される場合等については、導入当初からM2M等専用番号の対象としない等の
配慮が必要。」という意見でございますが、全体につきましては、答申（案）に賛成の意見
として承るとしてしておりますが、M2M等専用番号の指定に当たりまして、総務省において
答申（案）に基づき整備されます電気通信番号規則等の関係法令上、M2M等専用番号の
対象とするサービス向けに用いられるか否かを含めて申請内容に基づいて審査を行うこと
が適当としております。

9 ページをご覧ください。意見 10 でございます。「基本的に賛同するが、固定電話代替用
の携帯電話サービスに付加する裏番号もM2M等専用番号を割り当てるのが妥当。」という
意見でございます。意見の詳細とその考え方につきましては、10 ページをご覧ください。
まず、「固定電話代替用の携帯電話サービスに付加する裏番号」ですが、10 ページ 3 目
の四角のところをご覧ください。「現在、KDD I は、メタルケーブルを利用した直取電話の
メタルプラス電話を、LTE 通信モジュールを内蔵したアダプタで通話サービスを提供す
るホームプラス電話での巻き取りを開始している」ことに関しまして、その際に「裏番号
として 070 番号を使っており、一般の利用者が契約を識別するには用いないといった
点を踏まえ、それを 020 番号としてはどうか」という意見でございます。上から 2 目
の四角に戻りまして、データ通信専用の携帯電話サービスにつきまして、こちらはM2M
サービスではないですけれども、M2M等専用番号の対象とするのが適当ということで、
こちらは答申（案）のとおり、対象とすることとしております。先にご説明差し上げまし
た「ホームプラス電話」につきましては、VoLTE を活用した音声通話サービスである
ということで、緊急通報も行うこととなりますので、こちらにつきましてはサービスの性
質に鑑み、090/080/070 の既存の携帯電話番号を使用することが適当というこ
とでまとめております。

次のページをご覧ください。意見 11 「データ通信専用機器でSMSを送受信するケース
は極めてまれであり、090/080/070 番号の無駄、並びに利用者が通話可能な番
号と誤解してしまう混乱を解決するため、SMS付データ通信専用サービスにもM2M等

専用番号を付与すべき。」という意見でございます。答申（案）におきましてM2M等専用番号使用の対象外としている「人と人との間でのSMSメッセージ送受信機能が付加されたサービス」には該当しないということでございまして、ご指摘にありますようなSMS機能が付加されたデータ通信専用サービスにつきましては、答申（案）に基づく指定要件・指定基準を満たす限りにおいて、M2M等専用番号を指定することが適当とまとめております。

おめくりいただきまして、12ページをご覧ください。3「M2M等専用番号の番号帯について」に関する意見になります。意見12「M2M等専用番号の番号帯及び桁数について賛成。ただし、専用番号を『所属ごと』に割り当てることを検討してほしい。」という意見でございますけれども、まず答申（案）に賛成の意見として承るということでございますが、「所属ごと」といった具体的な番号の指定の在り方につきましては、効率的に番号が使用されるように、今後の電気通信番号制度に関する検討の参考として承るとさせていただきます。

13ページをご覧ください。意見13「0990番号や00XY番号の活用も考えられるのではないか。」という意見でございます。0990番号につきましては、現在も情報料代理徴収機能を識別する番号として使用されているということと、00XY番号につきましては、今後の番号需要等も踏まえて必要に応じ検討していくべきものとしております。なお、030番号につきましては、答申（案）のとおり、将来の新サービス等向けに留保することとしているとまとめております。

14ページをご覧ください。4「M2M等専用番号の桁数」につきまして、意見14「桁増しの準備を始める時期について具体的なロードマップを記載すべき。」という意見でございます。こちらは、M2Mサービス等の需要拡大の状況等を踏まえつつ、将来にわたるM2M等の需要増を吸収するに十分な番号空間を確保できる時期や桁数において実施できるよう、電気通信事業者、M2Mサービス提供事業者、総務省等において速やかに必要な準備を行っていくべきとしております。

意見15「桁増しに当たっては、事前に十分な準備期間を設けてIPv6の活用など桁増し以外の対応の有効性についても議論すべき。また、有効性の高い新識別子の国際標準化を推進するなど継続的なM2Mサービス普及に資する検討も必要。」という意見でございます。まず桁増しにつきましては、答申（案）に基づき、需要拡大の状況等を踏まえつつ、十分な番号空間を確保できる時期や桁数において実施できるよう、準備を速やかに行うべ

きとするとともに、ご指摘のとおり、答申（案）の第4章にもありますが、I P v 6の活用促進に係る取り組みの検討を行うことに加えまして、I M S I等の国際的な標準化の動向も踏まえまして、M2M等の展開に当たって電気通信番号制度がI C Tサービスの円滑な提供を通じた経済社会の発展を支えていけるよう、新たな課題に対して不断の検討・見直しを行っていくことが求められるとしております。

ページをおめくりいただきまして、16ページでございます。意見16「桁数については、システム改修等に係る期間や投資を考慮し、関連サービスを迅速かつ円滑に提供できるよう、従来の携帯電話と同じ11桁とすることに賛同。今後の番号空間の確保については、標準化動向や将来のM2M等の需要を考慮し、慎重に判断することが肝要。」という意見でございます。M2M等専用番号の桁数については、答申（案）のとおり、導入当初においては090/080/070番号と同じ11桁とすることが適当であるとしております。その上で、桁増しについては、電気通信事業者、M2Mサービス提供事業者、総務省等において具体的な進め方等について認識の共有を図りつつ、速やかに必要な準備を行っていくべきとしております。

意見17でございます。「桁増しには相当のコストと準備期間が必要になるため、M2M等専用番号の利用状況と市場の動向に注視しながら、慎重な検討が必要。」ということで、考え方16と同様の考え方とさせていただきます。

意見18でございます。「M2M等専用番号の導入当初においては、従来の携帯電話・PHSと同じ11桁とする考え方に賛同、今後の番号空間の確保については、利用者の便益、M2Mサービスに係る事業効率性等に配慮しつつ、必要となる時期を慎重に見極めながら検討すべき。」ということで、こちらも考え方16と同様の考え方とさせていただきます。

18ページでございます。意見19「090/080/070番号の節約のため、最初は11桁でM2M等専用番号を導入することに賛成。ただし、桁増し後の桁数は14桁にするのが妥当。」という意見でございます。14桁とするに当たりましては、PHSとの関連がございますので、考え方19の中で、下のほうにありますように、携帯電話・PHSの利用動向やPHSによるM2Mサービス等の提供状況並びにネットワーク改修に係るコスト等も含め考慮していくべきとしております。

意見20「M2M等専用番号を11桁とすることに反対。後々の番号拡大による混乱を避けるため、当初より13桁で導入すべき。」という意見でございます。こちらも先ほどと

同じような考え方でございますけれども、答申（案）のとおり、当初は11桁とするとしており、将来的な需要増の状況を踏まえつつ、十分な番号空間を確保できる時期や桁数において実施することが適当ということで、速やかに必要な準備を行っていくべきとしております。また、この意見の中では、具体的な番号について、制御コードということで、例えばデバイスに応じた番号を振るということは、セキュリティを考えた場合望ましくないということで、こういった番号の指定につきましては、今後の検討の参考として承るとしてしております。

20ページをご覧ください。5「M2M等専用番号へのサービス移行について」ということで、意見21「M2M等専用番号への移行推進のため、適切な措置が必要。」という意見でございます。考え方21としまして、答申（案）において、M2M等専用番号に円滑に移行するため、電気通信番号制度の枠組みにおいて番号指定基準上の動機づけを設けることも含め、必要な手段を講じていくことが必要としております。また、今後、答申（案）を踏まえ、総務省において具体的な方策を検討すべきとしております。

6「M2M等専用番号指定要件（電気通信番号規則）の在り方」でございます。意見22「番号ポータビリティをM2M等専用番号の指定要件に含めないことに賛成。また、専用番号の指定に当たっては、固定系と移動系のM2Mサービスを区別して検討すべき。」という意見でございます。考え方22としまして、番号ポータビリティを当面M2M等専用番号の指定要件としないことについて、賛成の意見として承るとしてしております。それから、今後様々なM2Mサービスが提供されると考えられますが、M2M等専用番号を指定するに当たっては、答申（案）に基づく指定要件・指定基準を満たす限りにおいて、端末が固定されるか移動するかも含め、柔軟な使用が許容されるべきものとしております。

次に意見23でございます。「技術基準のうち音声通話の品質をM2M等専用番号の指定要件に含めないことに賛成。ただし、接続品質の呼損率については今後のM2Mサービスについて検討が必要。」という意見でございます。考え方としましては、答申（案）に賛成の意見として承るとしてしております。なお、接続品質の呼損率につきましては、現行制度においても電気通信番号の指定要件とはされておりませんが、事業用電気通信設備規則で規定されております。答申（案）に示したとおり、M2Mの専用番号については、今後全く新たな形態のM2Mサービスが出現する際も、必要な範囲で制度的な手当は加えつつ、指定要件等が緩和された使いやすい番号であること等、導入のメリットを損なわない限りにおいて、柔軟に利用できるような枠組みとすることが適当としております。

22ページをご覧ください。意見24でございます。「M2M等専用番号の割当てを受けられるようにすることが必要。」という意見でございます。こちらにつきましては、既存の携帯電話番号（090/080/070）と同様に、M2M等専用番号についても、事業者間の契約等により、MVNOがMNOを通じて番号の割当てを受けられると考えるとしております。

23ページでございます。第3章「携帯電話番号の指定基準の見直しについて」2「携帯電話番号の指定基準の見直しについて」ということで、意見25でございます。「特需に基づく番号申請による指定基準の見直しに賛同。」ということで、答申（案）に賛成の意見として承るとしております。

意見26「指定基準の見直しについては、携帯電話サービスの円滑な提供に支障が生じないよう、慎重な検討が行われることを希望。」という意見でございます。考え方としましては、答申（案）に基づきまして、指定番号数の抑制を図ることと合わせて、携帯電話・PHS事業者の円滑な事業展開の観点も踏まえ、今後総務省において具体的な指定基準等を検討すべきとしております。

24ページでございます。「その他」ということで、意見27「M2M等専用番号でデータ通信を行う場合、十分なセキュリティ対策を要件とすべき。」という意見でございます。考え方を2つに分けてございますけれども、電気通信事業者のネットワークにつきましては、電気通信事業法に規定される技術基準のほかに、安全・信頼性基準がございますので、こちらで安全・信頼性の確保が図られているということと、それから、意見にございますような電子証明書ですとかSSLによる通信といったことにつきましては、こういったセキュリティ対策は、M2Mサービス提供事業者や利用者における適切な措置が図られるものと認識しており、意見については、今後の参考として承るとまとめております。以上でございます。

質疑応答

【酒井主査】 どうもありがとうございました。それでは、今の事務局の説明をもとに、主に意見と考え方につきましてご質問、ご意見等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今回は比較的個人の方が多くようです。個人の方は最初から桁を増やしたほうが良いというご意見が多く、事業者はほとんどが、まずは11桁で様子を見させてくれというご意見になっていると思います。また、どこまでをM2Mとして考えるかということに

関しては、そんなに大きな差異はなかったかと思います。

いかがでしょうか。

【一井委員】 今回、個人の方のご意見が多かったということは、非常にいいことだと思います。必ずしも現在の電気通信番号の仕組みであるとか運用について十分ご理解いただいているわけではないような方のご意見もあるわけですが、そういったご意見に対しては、特に丁寧に回答するのがいいのではないかと思います。具体的に、今回の意見に対する考え方（案）について、ここはこう直したほうがいいということを強く思ったわけではないのですが、例えば、ホームページ上の電気通信番号の仕組みを説明したページをご案内するなど、ただ聞きましたというのではなく、もう少し丁寧に回答したほうがいいのではないのでしょうか。この考え方をご覧いただけるかどうかわかりませんが、やはり手順としてはそれがいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

【池田委員】 意見27セキュリティ対策については、番号の指定要件で対応することではないのかもしれませんが、私も関心を持っているところです。この意見に対する考え方（案）においてお示しいただいております「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」とはどのようなもので、どのように安全・信頼性が確保されているのか、簡単で結構ですので、ご教示いただけると助かります。

【堀口番号企画室課長補佐】 こちらは昭和62年にできたもので、その後もIP化の進展などに応じて改正されてきているものでございますが、基本的にはネットワーク、特に通信の安定的な提供、通信の疎通の確保、不正使用の防止などを目的としたガイドラインとして設けているものでございます。

【相田主査代理】 こちらの基準は、主に設備的な部分、地震で倒れないようにしなきゃいけないといったところが一番大きいのですが、それに加えて、導入とか運用の手順のようなもので、突然ソフトを入れかえると不具合が生じるかもしれないから、まずはいろいろテストしてから入れなさいとか、そういった、いわゆるベストプラクティスからきたようなものが含まれています。ただ、ここにあるような情報セキュリティ対策の項目はそんなにたくさんはなかったと思うんですけども、事業者等々からのいろいろな経験等を通じて随時見直して、強制基準ではありませんが、安全・信頼性の向上に資するものとなっています。

【三友委員】 今後の競争促進ということを考えたときに、MVNOは非常に重要な役割を果たすことが期待されていると思います。意見24への考え方について、質問の意図

が十分わからないところもありますが、MVNOが常にMNOを通じてのみM2M専用番号の割り当てを受けることができるというふうに解釈してしまうと、将来のMVNOの自由度というか、そういったものがちょっと制約されてしまうようにも思います。

現状はともかくとして、将来にいろいろな可能性を残しておくという意味においては、もうちょっと書き方を変えたほうがいいんじゃないかなと感じました。

【北神番号企画室長】 おっしゃるとおり、将来的にMVNOがHSS等の加入者管理機能を備えた場合には、番号の直接指定も考えられるということが昨年の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 答申」にも書かれているところで、そういった将来の可能性は踏まえた上で、現状ではまだ加入者管理機能の協議が進展中であることから、少なくとも、既存の090/080/070番号と同じように、事業者間の契約によってですが、MVNOがMNOを通じて番号の割り当てを受けることができるということを記載したところでございます。

【大橋電気通信事業部長】 現在、年末に向けて携帯電話料金の負担感をどうするかという議論を行っているところです。今までよりももう一步前に進めて、より多様なMVNO、あるいはMVNEの事業展開を政策的にしっかりと応援していこうというスタンスであります。ただ、ちょっとタイミングが微妙というところもあり、こういう表現にとどまっておりますが、逆にいうと、タイミング的にその2つをあわせ読んだときに、これがネガティブに受け取られるとすると、それは本意ではありませんので、表現ぶりは少し工夫をさせていただきたいと思います。

【三友委員】 よろしくお願ひします。

【酒井主査】 この質問に対する答えという意味では全然問題ないんですけども、ちょっと勘違いされてしまうかもしれませんね。ちょっと工夫していただければと思います。

【一井委員】 意見7の固定網との相互接続に関するご意見ですが、①に関しては、私から申し上げることはないんですけども、②、③について、誤発信、誤用であるとか、あるいは意図しない疎通に関する対応措置は、固定電話事業者とも連携しつつ、携帯電話事業者及びM2Mサービス提供事業者が行うべきという形で整理されていますが、これは非常にいいことだと思います。やはりこういう新しいサービスをやっていくに当たって、やる以上は責任をもってやってもらわないと困るということで、はっきりとさせていただくのがいいと思います。

【北神番号企画室長】 ちょっと補足させていただきますと、②と③の違いが、②の場

合は携帯電話事業者側からの発信、③の場合はユーザー側からの発信を想定しています。これらの対策については、固定電話事業者とも連携しつつ、携帯電話事業者及びM2Mサービス提供事業者等の連携した取組が必要としております。③も同じような趣旨となっておりますけれども、M2M番号は外に見えないとか、固定側が把握できないというような性質があるところを含め、表現上「M2Mサービスの特性等を踏まえて」としてしております。

【河村委員】 意見27について、ご意見と考え方がマッチしているのか少し疑問に思います。先ほど一井専門委員から、丁寧に答えるべきというようなご意見もありましたが、この字で見ると限りでは、通信の疎通の確保とか、安定的な提供というところに重きがあつて、不正使用の防止についてどのように考えているのか、よくわからないのですが。

【北神番号企画室長】 おっしゃるように、この意見27に示された内容が、考え方で記載しているネットワークの側の安全・信頼性基準に該当しているかという部分はあるかと思いますが、2つ目の四角で全体的に書かせていただいております。電気通信事業者におけるセキュリティ対策というのは、ネットワーク安全・信頼性基準に規定されている内容となりますが、もう少し上位のレイヤーにおけるセキュリティ対策というのは、これはどちらかという利用者側でのセキュリティ対策に入るのではないかと考えております。どちらも重要ですが、事業者側の対策と、利用者側の対策というカテゴリーがある中で、今後の検討の参考にしたいという形で書いております。

【大橋電気通信事業部長】 M2Mの世界においては、セキュリティ対策が大変重要であるという認識は共有しています。一方で、M2Mのネットワークというものが実現していく社会を思い描いたときに、その大事なセキュリティ対策を誰が打つのか。誰の責任においてセキュリティを高めていくのかという点に関しては、もちろん今後いろいろ状況の変化であるとか、技術の進歩等々あるでしょうけれども、まさにここに指摘がされているようなことの多くは加入者、つまりそれを利用する側でしっかりとした対策を打たねばならないと考えております。逆に、そのセキュリティの対策が過大に過ぎると、今度はネットワーク事業者側の負担として、広くいろいろな方々に、無駄にそれが具備されてしまうような懸念もあり得るわけです。

そういう面でいうと、指摘されていることは非常にもっともであるし、我々もそれはよく認識はしているんですが、事業者の責任の領域と加入者側の責任の領域ということを、現時点でどういうふうに分けて、どうお答えしていいのかというのがなかなか難しゅうございますので、少しわかりにくい表現になってしまっているという状況でござ

います。

前段において事業者が打つべきことについては、しっかりとこの種の規則、基準等々で報告、手当をしていきますが、他方加入者側で進めていただきたいこともあるのでよろしくをお願いしますというのがメッセージの趣旨でありまして、もう少しわかりやすくメッセージが伝わるように工夫をしてみたいと思います。

【酒井主査】 今おっしゃった加入者というのは、例えばスマートメーターの場合、事業者はドコモであるとかそういったところで、加入者というのは末端の利用者ではなく東京電力を指しているわけですね。

【大橋電気通信事業部長】 そうですね、いろいろなレイヤーが多分出てくると思いますが、プレイヤーとして、例えばプラットフォームの方々もいらっしゃったりするでしょうから、その責任の所在がなかなか、サービスによって要求されるものって変わってくるかなというふうに考えております。

【酒井主査】 スマートメーターが置いている我が家が対策を打つのではなく、スマートメーターを作る電力会社でちゃんと対策を打つようにしろということでしょうけれども、そこまで規定できるかどうかという話はあると思います。例えば、車でM2Mを利用するとき、誰がセキュリティについて責任を負うのかといえば、多分それはドライバーではなく自動車メーカーであったり、そこに納入されているソフト会社であったりとか、そういうところでいろいろと責任が分岐されてくると思いますが。総体としてこの問題に向き合う必要性は非常に感じているところです。

【相田主査代理】 この件に関していえば、「要件にすべき」というところが何に対する要件なのか明記されていないことが1つの問題だと思います。番号指定の要件とすべきかと言われると、ちょっとどうかなというところですし、そういうサービスを提供するに当たって、セキュリティ対策を要件とするのかということだと、それはそれでごもつともである一方で、やや管轄が違うなという部分があると思います。先ほどの一井先生のご意見も踏まえて、考え方についてはこの要件というところがどのあたりをいつているのか、必ずしもうまく把握できなかったと、追加でお伺いして、そういうことについてはこういうことが決まっていますというのを、ここに書かれた公式の回答とは別に、少しお返しすることを考えたほうがいいかもしれないなと思いました。

【一井委員】 M2M専用番号の桁数のことですが、やはり先ほどまとめられたように、個人の方がご覧になると、最初から13桁じゃないのかと考えるのが自然という

ことですよね。だから、若干議論もありましたし、いろいろなデータもありますので、もう少し説明、あるいは資料を追加して、これは11桁で始めるのもやむを得ないのかなというのわかるようにしてもいいのかなと思います。

【北神番号企画室長】　そうですね、答申案の具体的な表現に言及して、わかりやすくできるかどうか、ちょっと検討してみたいと思います。

【酒井主査】　みごとに個人の方と事業者の方で意見が分かれていますね。要するに、もしかしたら11桁で足りてしまうかもしれないという部分があって、事業者としては、それだったら11桁のほうが負担は少ないと考えているということで、しかし一般の感覚では、足りないなら最初から13桁のほうがいいだろうということで、ここがわからないんだろうと思います。

よろしいでしょうか。それでは、大きなところで修正はなかったと思いますけれども、ちょっと追加の部分であるとか、書き方の部分は少し修正があると思いますので、事務局と相談の上で、適宜、修正等を行いたいと思います。

修正作業については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【構成員一同】　（首肯）

【酒井主査】　どうもありがとうございました。

今後のスケジュール等に関する事務局からの周知

【酒井主査】　それでは、事務局から今後のスケジュール等についてお願いいたします。

【堀口番号企画室課長補佐】　本日は誠にありがとうございました。本答申（案）及び意見に対する考え方につきましては、先ほどご議論いただきましたとおり、適宜修正の上、12月17日の電気通信事業政策部会においてご審議いただき、答申をいただく予定となっております。答申をいただきましたら、それを踏まえまして、総務省において具体的な制度整備について検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【酒井主査】　どうもありがとうございました。

構成員コメント

【酒井主査】　今回をもちまして、電気通信番号政策委員会における「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」に関する検討を終了いたします。最後に各委員より、感想等一言ずつよろしいでしょうか。

【池田委員】 M2M番号の定義問題から報告書がまとまるのか心配しておりましたが、真摯に取り組んでいただき、今回こうした形で報告書が取りまとめられて大変喜んでおります。

【一井委員】 M2M、I o T、今後どんどん進展させていくべきものと思います。番号でできることというのは限られていますけれども、総務省さんにおかれましても、今後もしろいろな形で進めていかれるといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【河村委員】 本委員会の終盤で、I o T社会に向けて家電等に番号が振られる可能性について議論がありましたが、セキュリティが非常に大切だと思っています。本委員会のカバー範囲かどうかというところはあると思いますが、技術の進展に伴い、それも変化していくのかなと思います。今後生まれてくる新しい技術が、消費者に不利益や脅威をもたらすことがないように、あらかじめいろいろな手立てを考えていただきたいですし、そのような検討の場に消費者の立場からの参加が必要だと思いました。

【三友委員】 桁増しの問題は、最後まで非常に明確なコントラストがあって面白かったです。何桁にするかという議論はともかくとして、11桁で終わってしまうというような状況というのは、代替的な何か非常に強い技術が現れるか、あるいはI o T、M2Mというものがそれほど普及しないかどうかだと思います。その場合、携帯電話事業者としては、逆に厳しい状況になるかもしれません。桁を増すようなことになれば、ある意味ではみんなハッピーなのかなとも思いますので、早くそういう時期が来ることを期待しております。以上です。

【相田主査代理】 最終的には桁数を増したいというところがあると思いますけれども、いわゆるM2M、機器間通信の実績としてはまだ1,000万程度しかないという現在の状況において、桁増しのために数百億円を負担するということは非常に事業者の抵抗が強く、なかなか正面切って議論しにくいというところがあります。その点が、特に一般の方々にご理解いただきにくいところなのかなと思っています。三友先生の繰り返しになりますけれども、これが数百億円負担しても、とにかく番号が欲しいという状況に早くなしてほしいと思っております。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

事務局挨拶

【酒井主査】 最後に事務局からご挨拶があるということですので、よろしく申し上げます。

【大橋電気通信事業部長】 ありがとうございます。私が今のこのポストに着任したのが今年の夏で、本件については既にいろいろな検討をいただいていたところでした。およそ6月から半年、7回にわたってご検討をいただき、誠にありがとうございました。

途中から参加した身でしたので、およそその全体像を、今回俯瞰しながらお礼を申し上げます。なかなか難しゅうございますけれども、後半の議論を聞かせていただく中で、いわゆる番号資源を国民の利便にかなうように、そして将来を見据えてこれを設計していくということ。これから急速に拡大していく I o T ・ M 2 M の世界を妨げないよう、できればそれを後押しするよう、政策というものを立案していくということ。そして、既存のユーザーの方々の利便というものを守りながら、一番美しい番号体系というものを目指すという点で、私自身も大変勉強させていただきました。

今後は今回ご議論いただいたことを、政策として立案し、そしてこれをしっかりと運用していくことが、我々の残る半分の仕事でありますので、これにしっかりと取り組みたいと思います。

一方で、報告書の中でも少し触れられていますけれども、I P v 6 の今後であるとか、あるいは I M S I の国際標準化の動きであるとか、番号の周辺のところでは新しいいろいろな動きが出てきているところです。こういう技術が、もしかすると M 2 M の番号需要というものにも大きな影響があるかもしれません。我々としては、それがどういう形であれ、通信の世界においてこの種の新しいビジネスがしっかりと地に足をつけて展開できるよう、制度によってそれを妨げることなく、できればそれを後押しして、新しい経済価値、社会的な価値を形づくる、それが私どもの仕事と考えております。

今回の検討については、このような形でまとめていただきましたが、必ずまた近いうちに、いろいろと皆様方のお力をお借りしなければいけない案件が出てくると思いますので、その際にはぜひまたよろしくご支援をお願い申し上げたいということで、ひとまず今般7回までのこの検討のお礼をまずは申し上げて、今後ともよろしく申し上げることで、私ども事務局側の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

閉 会

【酒井主査】 それでは、以上をもちまして、電気通信番号政策委員会の第19回会合を閉会いたします。どうも今日はありがとうございました。

(以 上)